

令和 7 年度市民参加手続実施予定調査

1 基本構想

※市民参加手続（項目）①附属機関 ②ワークショップ ③パブリックコメント手続 ④意向調査 ⑤意見交換 ⑥説明会 ⑦その他

策定 ②③が非常に適している
変更 ③④⑤が非常に適している

担当課	対象事項			対象事項の 事業実施期間 （計画等を策定している期間）	望ましい市民参加手続の手法						実際に行った市民参加手続き					
	名称	分類			①	②	③	④	⑤	⑥	市民参加の手続き （項目）	手続方法	左記手続方法の 手続実施期間	手続の結果 （計画等への反映状況も記入）	適用除外事項	適用除外理由
		項目	制定改廃													
地域共生課	第3次日進市男女平等推進プラン中間見直し	条例第7条第1項第1号	変更・改廃	令和6年4月～令和8年3月	○	◎	◎ （必須）	○	○	○	③パブリックコメント手続	（パブリックコメント手続） 第3次日進市男女平等推進プラン 中間見直し（案）に係るパブリック コメント	令和8年2月頃			無作為抽出による市民意識調査を令和6年に実施している。
地域共生課	第3次日進市男女平等推進プラン中間見直し	条例第7条第1項第1号	変更・改廃	令和6年4月～令和8年3月	○	◎	◎ （必須）	○	○	○	①附属機関	（附属機関等） 日進市男女平等推進審議会	令和7年4月～令和8 年3月 全4回程度			無作為抽出による市民意識調査を令和6年に実施している。
防災安全課	日進市地域防災計画の修正	条例第7条第1項第1号	変更・改廃	令和8年3月修正分	○	◎	◎ （必須）	○	○	○	①附属機関	日進市防災会議	令和8年3月			災害対策基本法第42条により国の防災基本計画に基づき、県地域防災計画に準じた内容で市町村防災会議が作成及び必要な修正が義務付けられた計画であり、防災会議が防災に携わる市民団体も含めた会議体であるため。
防災安全課	日進市地域防災計画の修正	条例第7条第1項第1号	変更・改廃	令和8年3月修正分	○	◎	◎ （必須）	○	○	○	③パブリックコメント手続		令和8年1月～2月			
地域福祉課	第10期ゆめプラン（高齢者福祉計画・介護保険事業計画）	条例第7条第1項第1号	策定・制定・導入	令和7年4月～令和9年3月	○	◎	◎ （必須）	◎	○	○	①附属機関	高齢者福祉・介護保険事業運営協議会	令和7年4月～令和9 年3月			
地域福祉課	第10期ゆめプラン（高齢者福祉計画・介護保険事業計画）	条例第7条第1項第1号	策定・制定・導入	令和7年4月～令和9年3月	○	◎	◎ （必須）	◎	○	○	③パブリックコメント手続	パブリックコメント手続	実施期間未定			
地域福祉課	第10期ゆめプラン（高齢者福祉計画・介護保険事業計画）	条例第7条第1項第1号	策定・制定・導入	令和7年4月～令和9年3月	○	◎	◎ （必須）	◎	○	○	④意向調査	（意向調査） アンケート調査	実施期間未定			
都市計画課	都市マスタープラン中間見直し	条例第7条第1項第1号	変更・改廃	令和6年4月～令和8年3月	○	◎	◎ （必須）	○	○	○	①附属機関	都市計画審議会	令和7年度中			
都市計画課	都市マスタープラン中間見直し	条例第7条第1項第1号	変更・改廃	令和6年4月～令和8年3月	○	◎	◎ （必須）	○	○	○	④意向調査	意向調査	令和7年度中			全面改定ではなく中間見直しであることから、これまでの取り組みに対する評価について幅広く意見を聞く必要があることから意向調査を実施。
都市計画課	都市マスタープラン中間見直し	条例第7条第1項第1号	変更・改廃	令和6年4月～令和8年3月	○	◎	◎ （必須）	○	○	○	③パブリックコメント手続	パブリックコメント	令和7年度中			
都市計画課	立地適正化計画策定	条例第7条第1項第1号	策定・制定・導入	令和6年4月～令和8年3月	○	◎	◎ （必須）	◎	○	○	①附属機関	都市計画審議会	令和7年度中			
都市計画課	立地適正化計画策定	条例第7条第1項第1号	策定・制定・導入	令和6年4月～令和8年3月	○	◎	◎ （必須）	◎	○	○	②ワークショップ	ワークショップ	令和7年度中			
都市計画課	立地適正化計画策定	条例第7条第1項第1号	策定・制定・導入	令和6年4月～令和8年3月	○	◎	◎ （必須）	◎	○	○	③パブリックコメント手続	パブリックコメント	令和7年度中			
都市計画課	立地適正化計画策定	条例第7条第1項第1号	策定・制定・導入	令和6年4月～令和8年3月	○	◎	◎ （必須）	◎	○	○	④意向調査	意向調査	令和7年度中			

2 基本条例

※市民参加手続（項目）①附属機関 ②ワークショップ ③パブリックコメント手続 ④意向調査 ⑤意見交換 ⑥説明会 ⑦その他															策定 ②③が非常に適している 変更 ③④⑤が非常に適している				
担当課	対象事項				対象事項の 事業実施期間 （計画等を策定している期間）	望ましい市民参加手続の手法						実際に行った市民参加手続き							
	名称	分類				①	②	③	④	⑤	⑥	市民参加の手続き （項目）	手続方法	左記手続方法の 手続実施期間	手続の結果 （計画等への反映状況も記入）	適用除外事項	適用除外理由		
		項目	制定改廃																
	該当手続きなし																		

3 義務権利条例

策定 ①⑥が非常に適している

※市民参加手続（項目）①附属機関 ②ワークショップ ③パブリックコメント手続 ④意向調査 ⑤意見交換 ⑥説明会 ⑦その他

変更 ①④⑥が非常に適している、③内容変更を伴わない軽易な改正の場合は非常に適している

担当課	対象事項			対象事項の 事業実施期間 （計画等を策定している期間）	望ましい市民参加手続の手法						予定されている市民参加手続き					
	名称	分類			①	②	③	④	⑤	⑥	市民参加の手続き （項目）	手続方法	左記手続方法の 手続実施期間	適用除外事項	適用除外理由	非常に適している手続き(◎)を2つ以上選択しな かった場合のみ理由記入
		項目	制定改廃													
	該当手続きなし															

4 生活影響制度

策定 ④⑤⑥が非常に適している																
※市民参加手続（項目）①附属機関 ②ワークショップ ③パブリックコメント手続 ④意向調査 ⑤意見交換 ⑥説明会 ⑦その他																
変更 ④⑤⑥が非常に適している、③内容変更を伴わない軽易な改正の場合は非常に適している																
担当課	対象事項			対象事項の 事業実施期間 （計画等を策定している期間）	望ましい市民参加手続の手法						予定されている市民参加手続き					
	名称	分類			①	②	③	④	⑤	⑥	市民参加の手続き （項目）	手続方法	左記手続方法の 手続実施期間	適用除外事項	適用除外理由	非常に適している手続き(◎)を2つ以上選択しな かった場合のみ理由記入
		項目	制定改廃													
学習政策課	教育振興基本計画策定業務	条例第7条第1項第3号	変更・改廃	令和7年4月～令和8年3月	○	○	*	◎	◎	◎	①附属機関	日進市教育振興基本計画策定委 員会	令和7年5月～令和8 年3月 全2回開催			教育基本法第17条第2項の規定に基づき策定する 計画の中間見直しであり、附属機関で審議を行う必 要があるため。
学習政策課	教育振興基本計画策定業務	条例第7条第1項第3号	変更・改廃	令和7年4月～令和8年3月	○	○	*	◎	◎	◎	③パブリックコメント手続	パブリックコメント手続き	未定			広く市民の意見を伺うため。

5 公共用施設設置計画

※市民参加手続（項目）①附属機関 ②ワークショップ ③パブリックコメント手続 ④意向調査 ⑤意見交換 ⑥説明会 ⑦その他											策定 ①②⑥が非常に適している 変更 ①④⑥が非常に適している					
担当課	対象事項			対象事項の 事業実施期間 （計画等を策定している期間）	望ましい市民参加手続の手法						予定されている市民参加手続き					
	名称	分類			①	②	③	④	⑤	⑥	市民参加の手続き （項目）	手続方法	左記手続方法の 手続実施期間	適用除外事項	適用除外理由	非常に適している手続き(◎)を2つ以上選択しな かった場合のみ理由記入
		項目	制定改廃													
下水道課	日進市公共下水道事業計画	条例第7条第1項第4号	変更・改廃	令和8年4月～令和13年3月	◎	○	○	◎	○	◎	⑥説明会	説明会	令和7年11月頃			
下水道課	日進市公共下水道事業計画	条例第7条第1項第4号	変更・改廃	令和8年4月～令和13年3月	◎	○	○	◎	○	◎	⑦その他	縦覧	令和7年12月頃			縦覧が法定手続とされているため
学習政策課	西小学校改築基本構想・基本計画 策定支援業務	条例第7条第1項第4号	策定・制定・導 入	令和7年3月～令和7年12月	◎	◎	○	○	○	◎	②ワークショップ	ワークショップ	未定			
学習政策課	西小学校改築基本構想・基本計画 策定支援業務	条例第7条第1項第4号	策定・制定・導 入	令和7年3月～令和7年12月	◎	◎	○	○	○	◎	③パブリックコメント手続	パブリックコメント手続き	未定			広く市民の意見を伺うため。

学習政策課	西小学校改築基本構想・基本計画 策定支援業務	条例第7条第1項第4号	策定・制定・導 入	令和7年3月～令和7年12月	◎	◎	○	○	○	◎	④意向調査	(意向調査) アンケート調査	令和7年6月			新しい西小の望ましいあり方や、学校関係のニーズを把握し、基本構想・基本計画の基礎資料とするには、在学児童保護者や西小教職員等を対象としたアンケート調査が適しているため。 また、西小学校の適正化については、令和6年度に附属機関による審議及び住民説明会を実施している。
財産運営課	公共施設再編計画及び庁舎建替え 基本計画	条例第7条第1項第4号	策定・制定・導 入	令和6年4月～令和8年3月	◎	◎	○	○	○	◎	③パブリックコメント手続	パブリックコメント	事業実施期間中			・令和6年度にアンケート調査実施済み ・計画策定のために市民の公共施設の利用状況等を把握するとともに、公共施設に対する意見を伺いたいためにアンケート調査を選択 ・計画について広く市民の意見を伺いたいためパブコメを選択
市街地整備課	赤池箕ノ手近隣公園基本計画の修正	条例第7条第1項第4号	変更・改廃	令和6年2月～令和7年3月	◎	○	○	◎	○	◎	③パブリックコメント手続	パブリックコメント手続き	令和7年4月～5月			令和7年3月に説明会を実施。 計画策定時にワークショップを行い、今回はその計画を基にした修正であり説明会の方が適しているため。

6 努力規定

※市民参加手続（項目）①附属機関 ②ワークショップ ③パブリックコメント手続 ④意向調査 ⑤意見交換 ⑥説明会 ⑦その他

担当課	対象事項			対象事項の 事業実施期間 (計画等を策定している期間)	望ましい市民参加手続の手法						予定されている市民参加手続き				
	名 称	分類			①	②	③	④	⑤	⑥	市民参加の手続き (項目)	手続方法	左記手続方法の 手続実施期間	適用除外事項	適用除外理由
		項目	制定改廃												
環境課	日進市環境基本計画年次報告書	条例第7条第4項	－	令和7年4月から令和8年3月	○	○	○	○	○	○	①附属機関	環境まちづくり評価委員会	令和7年8月頃、10月頃(2回)		
環境課	日進市環境基本計画年次報告書	条例第7条第4項	－	令和7年4月から令和8年3月	○	○	○	○	○	○	③パブリックコメント手続	パブリックコメント手続	令和7年9月頃		
保育課	日進市保育施設の運営・整備に関する計画(中間見直し)	条例第7条第4項	－	令和3年3月～令和11年3月	○	○	○	○	○	○	③パブリックコメント手続	パブリックコメント手続	令和7年度中		
都市計画課	名古屋都市計画生産緑地地区の変更	条例第7条第4項	－	令和7年4月～令和7年12月	○	○	○	○	○	○	①附属機関	都市計画審議会	令和7年度中		
都市計画課	名古屋都市計画生産緑地地区の変更	条例第7条第4項	－	令和7年4月～令和7年12月	○	○	○	○	○	○	⑥説明会	名古屋都市計画生産緑地地区変更原案 説明会	令和7年度中		
都市計画課	名古屋都市計画生産緑地地区の変更	条例第7条第4項	－	令和7年4月～令和7年12月	○	○	○	○	○	○	⑦その他	法定縦覧 (窓口・web)	令和7年度中		
都市計画課	特定生産緑地指定事務	条例第7条第4項	－	令和7年4月～令和7年12月	○	○	○	○	○	○	①附属機関	都市計画審議会	令和7年度中		
都市計画課	暫定用途地域調査検討業務 (折戸地区)	条例第7条第4項	－	平成31年3月～令和7年	○	○	○	○	○	○	④意向調査	合意収集	令和7年度中		
都市計画課	暫定用途地域調査検討業務 (赤池地区)	条例第7条第4項	－	平成31年3月～令和7年	○	○	○	○	○	○	④意向調査	合意収集	令和7年度中		
市街地整備課	社会資本総合整備計画事後評価	条例第7条第4項	－	令和6年4月～令和7年3月	○	○	○	○	○	○	①附属機関	社会資本整備総合交付金評価委員会	令和7年度中		
市街地整備課	社会資本総合整備計画事後評価	条例第7条第4項	－	令和2年4月～令和6年3月 令和5年4月～令和6年3月	○	○	○	○	○	○	③パブリックコメント手続	パブリックコメント手続	令和7年5月1日～6月2日		